

飯能市建設工事共同企業体取扱要領

(平成18年12月25日決裁)

1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 共同企業体の種類及び構成員の数

建設工事に係る共同企業体の種類は、次のとおりとし、構成員の数は、2社又は3社とする。

(1) 特定建設工事共同企業体

主として、大規模かつ技術的難度の高い特定の工事ごとに結成されるもの

(2) 経常建設共同企業体

継続的協業関係を維持し、経営力・技術力を強化するために年間を通して結成されるもの

3 共同企業体の運営形態

(1) 施工方式は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(2) 出資比率は、構成員が2社の場合は30パーセント以上とし、3社の場合は20パーセント以上とする。

(3) 代表構成員は、特定建設工事共同企業体にあつては、最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率を有するものとし、経常建設共同企業体にあつては、各構成員において決定されたものとする。

4 結成方法

共同企業体の結成方法は、飯能市建設工事等競争入札参加者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者による自主結成とする。

5 特定建設工事共同企業体

(1) 特定建設工事共同企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事とする。ただし、工事の種類、規模等に照らし、特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められる工事で次に掲げるものは、対象工

事とすることができる。

- ア 工事対象額が1億円以上の土木工事
- イ 工事対象額が5億円以上の建築工事
- ウ 工事対象額が2億円以上の設備等工事

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、原則として次の資格要件を満たすものとする。

- ア 資格者名簿に登載された者で、対象工事に対応する工事種別の級別格付がA級及びB級に格付された者（市内業者にあつては、C級に格付された者を含む。）の組合せであること。
- イ 対象工事に対する工事種別に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- ウ 対象工事に対する工事種別に係る建設業の許可を受けてから5年以上の営業実績のある者であること。
- エ 対象工事と同種同程度の工事を施工した実績のある者であること。
- オ 対象工事を管理し得る監理技術者を専任で配置できる者であること。
- カ 対象工事に対する他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間は、対象工事の請負契約の履行後3か月以上とする。ただし、当該工事を請け負うことができなかつた場合には、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散することができるものとする。

6 経常建設共同企業体

(1) 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業に準じた扱いとなるため、当該経常建設共同企業体が格付された等級の工事とする。

(2) 経常建設共同企業体の構成員は、原則として次の資格要件を満たすものとする。

- ア 資格者名簿に登載された者で、工事種別の級別格付が同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること。
- イ 工事種別に係る建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者であること。

ウ 本市内に主たる営業所を有する者が1社以上構成員となっていること。

エ 本市に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(3) 経常建設共同企業体が、真に企業合併等に寄与すると認められる場合には、経営事項審査総合評定値に10パーセントの範囲内で加点することができるものとする。

(4) 経常建設共同企業体と単体企業の同時登録は行わないものとし、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一員である単体企業としての登録は取り消すものとする。

(5) 経常建設共同企業体の存続期間は、登録の日から1年又は2年とする。ただし、対象工事を請け負った場合には、当初定めた存続期間を経過しても請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

7 混合入札

特定建設工事共同企業体の対象工事については、単体で施工できる者がいると認められる場合は、特定建設工事共同企業体と単体企業との混合による入札を執行することができるものとし、経常建設共同企業体の対象工事については、単体企業に準じた取扱いとする。

8 対象工事の公告

特定建設工事共同企業体を対象工事に参加させようとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとし、経常建設共同企業体を対象工事に参加させようとする場合は、単体企業を競争入札に参加させる場合の例による。

(1) 対象工事の名称

(2) 対象工事の場所及び概要

(3) 一般競争入札参加資格申請書の提出期限、提出先及び添付書類

(4) 共同企業体の構成員数、結成方法、出資比率、代表者、解散時期

(5) その他必要と認められる事項

9 その他

この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日以後に施工される建設工事から適用する。
- 2 飯能市特定建設工事共同企業体の構成に関する事務取扱要領（平成12年3月1日決裁）は、廃止する。